

## 平成24年第4回定例会（12月）一般質問

### (2) 今シーズンの雪対応と対策について(全般)

○ 議員 宮下 裕美子 次の質問に入ります。今シーズンの雪対応と対策について(全般)です。今年もすでに外は根雪となって雪の季節がはじまっていますが、このような状況で昨シーズンの記録的豪雪は町民誰もが大変な苦勞を強いられて、様々な被害がありましたので記憶に強く残っています。行政として災害対策本部を設置し対応するなど対策も取られましたが、必ずしも十分ではなく反省すべき点や課題も浮き彫りになったと思います。この豪雪について今年3月と6月の一般質問でも取り上げていますし、3月定例会では他議員からの一般質問もありました。様々な視点から問題提起があったので、それが今シーズンの雪対応や対策にどのように反映されたのか確認したいと思って、今回もう一度、一般質問に取り上げさせていただきます。そこで町長に質問いたします。今シーズンの雪への対応はどのようになっているのでしょうか。次の点を踏まえて答弁願います。降雪に対する基本的な対応。雪害への対策。要支援者、地域防災計画では要援護者となっていますが、その支援者への対応と対策。豪雪時の組織運営についてです。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 ただ今の質問にお答えさせていただきます。最初に降雪に対する基本的な対応についてですが、これについては早朝降雪深15センチまでは午前7時30分までに最低一車線を確認、日中については10センチから15センチの降雪に対して除雪出動、夜間については降雪深20センチ以上については午後5時から8時までに終了するということが、降雪に対する基本的スタンスですが、昨年のような豪雪状況では現在、豪雪大綱マニュアルを作成中ですので、これができ次第マニュアルに基づいてやっていきたいと考えているところであります。また雪害への対策についてですが、空き家住宅への対応について昨年の状況で倒壊家屋特に住んでいる方がいない不在住宅に対する倒壊家屋の対応をどうするのかということがあったと思いますが、これについては国へ空知総合開発期成会等を通して要望していたところですが、現在、国からその対応・対策は残念ながら回答がないというのが実態であります。昨年の倒壊家屋調査に対してうちの町の対応について申し上げますと、倒壊家屋調査については、去年5月に調査させていただきました。そのうち被害家屋として全壊3件そのうち2件について平成25年度の補助活用で事業予定しているところです。半壊家屋が市街地にありましたが、平成24年度町補助活用で除却が済んでいるところです。一部損壊が6件そのうち市街地における1件については、平成24年度町補助

で除却が済んでおります。危険家屋への対応としては、屋根雪の危険家屋については、所有者への除雪要請は平成23年度5件要請しているところで、倒壊危険家屋につきましては、所有者への除去要請を今年度2件しているところです。それが空き家住宅への対応であります。また家屋の除却等への対応として定住化促進事業あんしん住宅補助除却解体工事として平成24年度については、10件対応したところであります。また雪害における農業被害への対応ということでは、ビニールハウスの復旧支援ということで6,400万円ながしの補助をしているところでございます。また要支援者への対応と対策についてですが、これについて一つは除雪ボランティア登録制度ということで、これは月形町社会福祉協議会が主催する事業で、平成23年度において行政区単位で5団体が除雪登録者23名に対してボランティア登録していただいております。行政区として札比内1、2、3、4・新田、先ほども言いましたが、対象世帯数は27名、65歳以上または独居または老人・障害者世帯でありました。福祉除雪サービスとしては、月形町社会福祉協議会への委託事業ということで、平成23年度においては37名の申し込みがありましたが、17名が利用するという状況で、高齢者事業団の事業単価1,168円のうち2分の1補助することになっております。また昨年、宮下議員からご指摘のありました要援護者の対応はどのようになっているのかということですが、昨年は要援護者についてしっかり対応していなかったという反省を踏まえて、今年度は平成25年から実施するための見守り対策の対象名簿を行政区とともに作成済みで、行政区長にはその名簿を渡しております。見守り方法として電話・訪問による安否確認等を行っていくということです。対象者は70歳以上の単独世帯、75歳以上の高齢者世帯、障害手帳の1級及び2級の単独世帯、養育手帳ABの単独世帯ということで82世帯、94名を対象としております。いわゆる括りとしての援護者は335名いますが、単独世帯、等級等々も決めたということで94名が対象者となると考えております。それから豪雪時の組織運営についてですが、先ほど申し上げた現在、作成している豪雪対応マニュアルから組織計画としてまず第1次非常配備積雪深が200センチになったとき、第2次非常配備積雪深が220センチになるとき、これにつきましては豪雪対策連絡会議を設置、それから積雪深が220センチを越えたときには豪雪対策本部を設置するところであります。組織運営ということで対策本部組織として4部体制となっており、総務部は総務課・議会事務局・出納室が一緒になり、対策本部の設置・雪害に対する情報収集・住民への情報提供・行政区との連携・交通機関の運用情報及び広報を担当します。民生対策部は住民課・保健福祉課・月新水道企業団が当たり、要援護者の安否確認・被害調査・応急対応・被害家屋・停滞車両等災害情報収集を行います。産業対策部は産業課・農業委員会が中心となり、道路・公共施設の除排雪・通行不能箇所の調査・倒木処理・産業施設被害の調査・復旧等々を行い

ます。文教委員会对策部は教育委員会が担当し、児童生徒の安全確保・学校・社会教育施設の被害調査及び応急対策となっております。また緊急除排雪体制として優先する除排雪施設については、救急施設医療機関・避難場所そしてそれに向かう路線・バス路線・地区の交通量が多い重要な路線を考えております。また要援護者の応急対応として必要に応じて職員による家屋の除雪等を実施します。窓・FFストーブ排煙装置・玄関から道路まで1.5メートル幅、それから平成23年度の実績においては1月10日から2月24日で延べ89人が除雪対応をしたということですから、昨年同様のかたちでいきたいと考えているところがあります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から今シーズンの全体的な対応について細かく説明していただき、全体像は十分に把握することができました。その中で少し気になったところがありましたので、続けて質問します。今、町長が説明したほとんどは、今まで毎年行われていることに含まれていることですし、大体は地域防災計画に上げられていることです。その中で災害時の説明で地域防災計画の中の災害時要援護者は335名そのうち今回見守りの対象として94名をピックアップしたということですが、対象にならなかった者に妊婦・乳幼児あるいは疾病者・外国人も災害時要援護者に含まれていると思いますが、それについてはある程度の所在や状況は十分に把握されているのか。今は災害対策本部を立てる段階ではないので把握されていなくてもいいですが、把握されていないのであればこの段階でそれを把握するのかということもお伺いします。それから昨年の反省点から積雪深で対策本部や連絡会議の対応の目安ができたことは非常に喜ばしいことですが、昨年来地域防災計画もあつたし対策本部なども設置されたにも拘わらず、マニュアルはあつたけれど実際の行動が伴わなかったというのが昨年の問題ではなかったのかと考えています。例えば昨年度災害対策本部を立ち上げたにも拘わらず設置について町民への周知も当日行われなかったし、災害時要援護者の一部分しか対応していなかったということです。それから民間業者との協力協定なども建設業協会や行政区と連携を取らなければいけないとすでに地域防災計画に載っていますが、その連絡が手薄だったと他議員の一般質問で指摘されていますが、それが今回どのように改善されたか、今の説明になかったので、細々したことで申し訳ないですが、昨年来、議会側から色々なかたちで問題点を指摘されていますが、それがどのように改善されたのか。もう一度、お願いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほどご説明申し上げましたが、情報についてしっかり町民の皆さんが理解されていなかったのではないかということについては、総務部の総務課・議会事務

局・出納室が中心となって住民への情報提供・行政区との連携ということで、これらは職務を明確にしながらやっているところでもあります。要援護者については、現在考えられる対応として355名については妊婦・乳幼児などいますが、同居している方がおられるということで、今回は単独世帯や高齢者世帯の括りで現在94名を対象として考えているところです。また豪雪という基準で2メートル・2メートル20センチ・2メートル20センチを越えるときということで、基本的スタンスとしてありますが、1日に70センチ・80センチ積もった中では、積雪深に拘わらずこれらの状況は出てきますので、それは柔軟な対応をしていかなければ手遅れになってはいけないと考えているところです。答弁の足りないところについては、再質問をお願いします。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 昨年度について行政区に対して情報を提供する部門をしっかりと決めてやると言いましたが、この前の豪雪シーズンでは行政区の皆さんの力をきちんと位置づけしないで、行政区に対しては見守りのお願いということだけでしたが、この前の一般質問では地域コミュニティを醸成させる目的でもっと行政区などを活用するのはどうかと。早い段階で情報を提供しながら地域の除雪体制を行政区の皆さんに補助金を充てながら任せる体制ができないのかという提案をしています。それから他議員の提案には建設業協会など特に機動力を持って除雪の対応ができるので、早い段階からその方々との協議を進めながら連携してできないか。あるいは緊急時の燃料不足を防ぐためにホクレンとの災害協定を結び、地元で確保が必要ではないかという提案もされてきました。そのときの答弁では「いい提案である。検討します。」ということでしたが、実際に今はどのようになっているのか、確認させていただきたい。それからもう一点は、昨年、要援護者に対して職員による除雪を2回ほど行った実績がありますが、そのときに年齢的に70歳以上の単独世帯・75歳以上の高齢者世帯などの基準があっても、どんな順番で廻るのか、何回するのかということが十分に示されないまま行ったために町民から不公平感があったということを指摘させていただきました。今年度も同じような体制でやるということでしたが、やはり基準や時期、その人たちには無条件で行うのかなど細かなことが十分に精査されているのか、少し疑問が残ります。今まで一般質問を何度か重ねた中で提案や指摘させていただいていますので、それに対して答弁いただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 災害協定についてですが、基本的には10本の災害協定をそれぞれの組織や団体とやっているのが実際であります。また今回行政区がどのように関わっていたのかということですが、先ほど言いました除雪ボランティアでは今回新たに赤川地

区が参加してくれるということでもあります。また今回、夏からの防災士取得についても、多くの防災士資取得者の皆さんが行政区に居ることですから、これらの皆さんにもしっかり協力してもらおうとところであります。具体的に順番がどうなるのかということは、まだそこまで詰めていないというのが現実であります。答弁の足りない部分については、担当から答弁させます。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 協定についてですが、元々、月形町が地元の建設業協会と協定を結んでおります。また燃料については北海道自体が協定していますので、燃料については組合員と協定しております。北海道はどうして協定するのかと言うと、179市町村のためにやっただけだということ、それを通じて燃料協定されることになっております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 協定については十分承知しています。これは前回、大釜議員が一般質問されたときに、道と協定されていることは承知しているけれど、町独自で災害が起きたときはまず燃料確保という意味で地元のホクレンスタンドと優先的に廻す協定も必要なのではないかという提案があったので、それがどのようになっていたのかということを確認したかったので、それに対しての答弁は「検討します。」ということだったので、それをきちんと実行されていけばそれで問題ないと思います。色々、細かなこともお伺いしましたが、今回、豪雪対策マニュアルを作って行きたいということでしたが、本来は雪が降る前にある程度できていてもおかしくない問題ではないかと思います。先ほどの職員が除雪を行うということを決めたならどのような基準でどのようにやっていくのかということをおおきく決めて、それを住民の皆さんに示して行かなければ、安心・安全にはつながらないと思います。すでに雪が降り出して町民の皆さんは今年の雪をどのように雪害にならないようにするかということで、業者と契約するなど様々な手だてで進めていくのですが、その中で町の方針がある程度決まって方向性を示していくことは、当然であると思います。今年、岩見沢市の場合、昨年かなり問題が起きたということで、新市長になってから矢継ぎ早に色々な対策がなされ、それが道新などを通じて「今回はこのようにやります。次はこのようにやります。」と小さい情報ながら私たち自治体以外の者にも伝わるようなかたちで広報され「岩見沢市は積極的に動いて、今年の冬は何かしら安心感が強くなっている。」という印象を受けたのですが、月形町は体制の報告や昨年の改善点などが全く示されないままで、今聞いたらマニュアルを作っているということだったので、少し悠長に構えすぎであるし問題があるのではないかと思います。1番目の質問で「共生のまちづくり」で地域コミュニティのことを言っていて、地域コミュニティが重要であるというのなら行政区

の地域コミュニティが活発になるような対応として除雪ボランティアも一つのあり方ですが、そうではなく地域自体が見守り体制をきちんと整えるように補助金を付けるなどして育てる方法もあるという提案も前回していますので、このあたりの対応はどうなっているのか。あるいは今後取り組んでいきたいのであれば、その旨の答弁をいただければと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 行政区の皆さんについては、すでに防災対策・災害対策をするための支援金を渡して、今年は3年目に入っていると理解しております。そんなことから去年の豪雪を行政区の皆さんが経験していますので、これは行政区の中でしっかり議論しているのだろうと考えておりました。それから豪雪対策マニュアルですが、すでに素案として出来上がって職員間で最終議論をするところですし、これについては12月20日の行政区代表者会議で行政区の代表者の皆さんに配って公表していくと考えていたところです。一つ一つの細かな部分で足りないところについては、マニュアルに追加するなどしっかり決めて対応していきたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 12月20日に示されるということなので、その中できちんと指示していただきたいと思います。それと行政区の代表者だけでなく町民みんなに知らせていただきたい。それは広報などでいいので、例えば高齢者に70歳以上の単独世帯や75歳以上の高齢者世帯と基準があるなら、その方々が要援護者としてリストアップされているということも含めて知らせていただきたい。それでなければ「隣の家には町職員が除雪に来ているのに家にはなぜ来ないのだろう。」ということになりかねない。見守りとして除雪に来るのが当然で通常は個人が対応するのが当然ですが、町の体制としてどのようになっているのかということを町民が知ることは重要であると思いますので、その部分の広報をお願いしたいと思います。